平成２４年（フ）第４１５２号
大阪市平野区平野西５丁目９番２―107号
債務者　岡本　克義
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午後４時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６２０号
横浜市金沢区谷津町265番地１
債務者　小田切　茜
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６２３号
神奈川県海老名市東柏ケ谷２丁目２番51―105号
債務者　桑久保　輝
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６３０号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸６丁目17番19号　パストラルブリーズ202
債務者　太田　弘之
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６４４号
横浜市港南区港南台２丁目２番３―605号
債務者　高野　浪子
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６４５号
神奈川県茅ヶ崎市小和田２丁目12番72号　サンハイツ小和田301号
債務者　萩原　弘二
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２７号
北海道旭川市東旭川南１条４丁目１番15号
債務者　佐藤　清明
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５０号
北海道旭川市大町２条11丁目66番地の224　ルミネ大町102
債務者　禰津　紀人
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４０号
熊本県八代市古城町1970番地３　B201
債務者　髙田　士郎
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午前10時
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第１１１号
東京都立川市富士見町６丁目19番111号
債務者　粟津　鋼二（旧姓比留間）
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月27日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４７９号
東京都三鷹市下連雀９丁目５番９―107号
債務者　林　　高士
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１６４０号
横浜市西区戸部町３丁目49番地13　サンハイツ101号
債務者　伊藤　和美
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３３８号
岡山県倉敷市林1323番地30、旧住所大阪府柏原市国分市場２丁目２番14号
債務者　大森　荘宣
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３６０号
岡山市北区清輝橋３丁目７番19号　アバンティー清輝橋405号
債務者　田村　將彦
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第６６７号
相模原市南区東大沼３丁目４番11号
破産者　坂田　明久
1　決定年月日　平成24年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１４７２号
兵庫県小野市池田町281、開始決定時の住所神戸市須磨区高倉台２丁目15番７号
破産者　牧野　文人
1　決定年月日　平成24年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部